

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

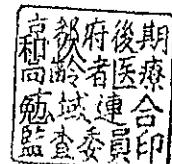
定期監査結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月19日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 川村

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 片岡



京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査執行年月日

令和3年11月11日（木）から令和3年12月16日（木）まで

2 監査の対象

本広域連合における債権（京都府後期高齢者医療広域連合債権管理条例第2条第2号に規定する「非強制徴収債権」）の管理状況

3 監査の方法

財務に関する事務の執行のうち、「2 監査の対象」に掲げる本広域連合が有する債権の管理状況について、その事務が関係法令に則し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査に当たっては、関係帳簿、証拠書類等の審査及び口頭による質問調査を行った。

4 監査結果

(1) 債権管理体制の状況

債権は、本広域連合業務課が管理しており、債権ごとに担当者が事務を行い、各担当者の事務を業務課長及び業務課課長補佐が進捗管理している。

また、別途給付担当の職員が「債権管理担当」として、債権が滞納繰越に至った場合に、債権管理台帳が整備されているか否かを確認している。

債権管理に係るマニュアルの存否を確認したところ、各担当での事務の引継のための資料等があったが、組織的に共用できる債権管理マニュアルは、存在しないとのことだった。

【意見】

① 債権管理マニュアルの整備

近年、各自治体においては、法令等に基づく適正な管理を全庁的かつ効率的に実施するため、債権管理マニュアルを整備している。

本広域連合においては、府下市町村から派遣される職員の債権管理に係る知見を維持していくため、適正かつ効率的な債権管理に資するマニュアルを整備されたい。

(2) 債権管理台帳の整備状況

令和2年4月1日施行の債権管理条例第4条第3項により債権管理台帳を作成し、適正に管理することとなっている。

現時点で使用している台帳の記載すべき項目については、標準的な項目が設けられ、交渉記録や収入状況なども記載されていた。

しかし、監査の結果、次の改善等を要する事例があった。

【指摘事項】

① 債権管理台帳への不記載・記載誤り

債権管理台帳において、納入通知や督促状の発付日等の不記載があった。

これらの記載は、時効の更新効を有する事由に係る記載であるため、遗漏なく、正確に記載・記録を徹底されたい。

【意見】

① 債権管理台帳を軸とした案件資料の集中化

債権管理台帳では、交渉記録の記載欄があり概ね記載されていた。

また、台帳とは別に、詳細な案件の経過や分納に関する内容を編綴しているファイルがあった。

債権管理台帳と分離していたものが大半であったことから、債権管理台帳を軸とする案件ごとの資料の集中化も検討されたい。

(3) 債権分類に応じた適正な債権管理・滞納整理の実施状況

非強制徴収債権には、公法上の原因により発生する「非強制徴収公債権」と私法上の原因により発生する「私債権」に分類される。

それぞれにおいては、消滅時効の完成期間や援用の要否等に違いがあることを踏まえた、適正な債権管理が求められる。

監査の結果、次のとおりであった。

ア 調定の状況

歳入予算整理簿により各債権の調定収入状況を確認したところ、収入時につど調定している事案はなかった。

また、繰越調定についても、適正に行われていた。

イ 書類送達の状況

郵便返戻等により送達できなかつたものではなく、公示送達を要した事案はなかつたが、次の改善等を要する事例があつた。

【指摘事項】

① 債権管理台帳への不記載・記載誤り（再掲）

債権管理台帳において、納入通知や督促状の発付日等の不記載があった。

これらの記載は、時効の更新効を有する事由に係る記載であるため、遗漏なく、正確に記載・記録を徹底されたい。

ウ 督促の状況

督促状の発付は、滞納者に対し債務の履行を促すとともに、消滅時効の更新効を有することから、債権管理上、非常に重要な事務の一つである。

概ね適正に行われていたが、一部の案件において、次の改善等を要する事例があつた。

【指摘事項】

① 督促状の未発付

一部の事案において、督促を発付しなければならないにもかかわらず、発付していない事案があった。

督促は、地方自治法等により定められた債権管理上極めて重要な手続であるため、本広域連合財務規則第30条の規定により事務を徹底されたい。

また、督促状発付前の分納誓約が履行され、督促状の発付を保留している債務者の事案についても、その履行状況に注視し、履行が途絶した場合は、速やかに発付することを徹底されたい。

エ 催告の状況

催告は、時効の更新効はないものの、債務の履行を滞納者に促し、納付や滞納者との接触を得る機会につながるものであるため、債権管理上、必要な事務であるが、次の改善を要する事例があった。

【指摘事項】

① 催告の未実施

督促後、納付や誓約・接触がない・分納が途絶した滞納者に対して催告が行われていない事案が多数あった。

催告は、滞納者への請求行為はもとより、未接触又は分納が途絶した滞納者への働きかけの手段である。

また、催告の結果によっては、徴収停止等の措置を検討する等、案件の今後の滞納整理の方向転換の契機になり得ることから、可能な限り催告を重ねられたい。

特に督促・催告なく債権管理上の不作為により、時効完成により不納欠損に至らないよう、鋭意努力されたい。

オ 資力調査の状況

資力調査については、法人の滞納者が多い私債権において、納付折衝時に財務諸表の提出を受けるなどの資力の把握を概ね行っていた。

また、私債権に係る個人滞納者についても、接触が得られている者には収入状況、資産状況の聴取とともに、文書による報告の徴取などの対応を行っていた。

被保険者が滞納者となる非強制徴収公債権においても、分納誓約に至っているものについては、収入や資産状況の報告を受けていた。

【意見】

① 収入資産状況の報告に係る根拠資料の提出

滞納者から収入、資産等の状況の文書による報告を受ける際、滞納者の資力内容を分納額や分納期間に適正に反映させるため、当該報告事項を証する根拠資料（預金通帳等の写し等）の添付も合わせて求められたい。

力 納付折衝の状況

滞納者との納付折衝は、滞納者の現状・納付意思・債務承認の確認等を行うとともに、この結果を踏まえて今後の滞納整理の方針を定めていくなど、債権管理において非常に重要である。

そのため、納付折衝の記録の状況・早期かつ確実性のある納付計画の要求の有無・折衝内容の上司等の確認の有無といった視点で監査を行い、折衝記録の記載は行われていたが、次の改善等を要する事例があった。

【指摘事項】

① 少額・長期間にわたる分納

分納事案のうち、少額で長期間にわたるものがあった。

長期にわたるものについては、滞納の早期解消の観点からも最長でも1年までとするなどを検討されたい。

納付計画の再提出に当たっては、滞納者の資力等の現状を適切に踏まえたものを提出するよう改められたい。

② 債権管理台帳の交渉記録欄における上司の確認

交渉記録の上司の確認は、債権管理台帳とは別に作成されている交渉記録報告等で行われていたが、一部の債権管理台帳の交渉記録欄には上司の確認を示す記載がなく、確認が行われているのであれば、記載されたい。

【意見】

① 高額困難案件への対応

診療報酬等の返還金といった高額案件への事務局の対応として、担当者だけでなく、事務局長や業務課長が折衝に参加していることのほか、適宜専門家である弁護士に相談するなど、組織的に取り組まれている。

今後、債権回収に向けて、事務局の独力では困難な事態が予想され得る場合は、弁護士等の専門家への業務委託なども視野に入れられたい。

キ 債権保全の状況

債権管理条例に規定する債権保全の措置の有無については、監査時点では事例がなかった。

なお、滞納額から債権保全を検討し得る事案もあったが、滞納者の保有資産の状況から、保全に至らないと判断されていた。

ク 履行延期の特約又は処分の状況

履行延期の特約又は処分による分納を行う場合、債権が全て民法第703条（不当利得）又は同法第709条（不正利得）による返還金であるため、地方自治法施行令第171条の6第1項第4号を適用している。

さらに、債権管理条例第5条第2項に基づき、債務者から資力の状況等を証明する書類の提出も受けており、適正な手続が行われていたが、次のような改善等を要する事例があった。

【指摘事項】

① 少額・長期間にわたる分納（再掲）

分納事案のうち、少額で長期間にわたるものがあった。

長期にわたるものについては、滞納の早期解消の観点からも最長でも1年までとするなどを検討されたい。

納付計画の再提出に当たっては、滞納者の資力等の現状を適切に踏まえたものを提出するよう改められたい。

【意見】

① 収入・資産状況の報告に係る根拠資料の提出（再掲）

滞納者から収入、資産等の状況の文書による報告を受ける際、滞納者の資力内容を分納額や分納期間に適正に反映させるため、当該報告事項を証する根拠資料（預金通帳等の写し等）の添付も合わせて求められたい。

ケ 徴収停止の状況

監査時点で地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止に至っている事例がなかった。

【意見】

① 該当事案の検討

監査において、地方自治法施行令第171条の5各号に掲げる要件に該当しそうな事案があった。

徴収停止は、督促や催告、時効期間が満了に近づいても時効中止の措置をとる等、債権の保全及び取立の手立てをとらなくともよいとされることから、対応を検討されたい。

コ 債権放棄の状況

監査において既に債権放棄に至っている事案はなかった。

【意見】

① 放棄予定事案への対応

監査において、債権の放棄を検討している事案があった。放棄に当たっては、債権管理条例第6条に基づき、適正に手続を進め、処分されたい。

(4) 時効管理の状況

時効管理は、本広域連合が有する財産を保全し、回収していくために最も留意すべきものである。

時効は、債権によって完成する年数、適用される規定等が異なり適正に区別し、時効の更新効を有する事由があった場合は、適切に記録、管理されなければならない。

特に令和2年度から改正民法の施行により、一部債権の時効完成年数等に改正への対応が生じているため、留意が必要である。

以上を踏まえ監査を実施したところ、概ねの事案では時効の更新効である債務

の承認に該当する分納やその収入管理において適切に行われている状況にあるが、次の改善点等を要する事例があった。

【指摘事項】

① 債権管理台帳への不記載、記入誤り（再掲）

債権管理台帳において、納入通知や督促状の発付日等の不記載があった。

これらの記載は、時効の更新効を有する事由に係る記載であるため、遗漏なく、正確に記載・記録を徹底されたい。

【意見】

① 時効完成による速やかな不納欠損処理

事案の中に、債権管理台帳の記録から、不記載の事項もあるため、断定できないが、既に時効完成していると思われるものが数件あった。

正に時効が既に完成しているのであれば、速やかに不納欠損処理されたい。

(5) 過去の不納欠損処理の状況

監査の対象とした過去3年間における不納欠損処理の状況について、平成30年度（第三者加害返還金（私債権））及び令和2年度（自己負担割合差額返還金（非強制徴収公債権））に係る不納欠損処理決定書等を監査したところ、いずれも適正に行われていた。

【意見】

① 時効完成日の属する決算年度中の不納欠損処理

令和2年度決算時における不納欠損処理において、当該決算年度以前の年度中に時効が完成しているものがあった。

今後は、完成日の属する年度中の不納欠損処理を行うように図られたい。